

いじめ防止基本方針

R6. 4. 1

1	いじめ問題に関する基本的なとらえ	… 1
2	いじめの未然防止のために	… 1
3	いじめの早期発見のために	… 2
4	いじめ問題取組の年間指導計画	… 3
5	いじめへの対処について	… 4
6	取組の評価について	… 5
7	いじめ防止のための組織	… 6

飯山市立木島小学校

木島小学校「いじめ防止基本方針」

「いじめ防止対策推進法」を受け、平成29年3月16日「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を踏まえ、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにもありうる」という認識に立ち、いじめを許さない学校・学級づくりに基盤を置き、人権意識を高め、差別やいじめのない安心して学べる明るい学校づくり・学級づくりを推進します。

その具体的手立てとして、以下のような行動計画を策定し、いじめの未然防止・早期発見・対応を進めます。

1 いじめ問題に関する基本的なとらえ

「いじめ」の定義、
「当該児童が在籍している児童と一定の人的関係のある他の児童が行う、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行割れるものも含む）であって、該当行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

- （要素1）行為をした者（A）も行為の対象者（B）も児童であること。
- （要素2）AとBの間に、一定の人間関係が存在すること。
- （要素3）AとBに対して、心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- （要素4）当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

いじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という考え方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止のために

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む事が最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。児童の特性を把握し、年間を通じた予防的な取組を計画的に実施する必要があります。

(1) 教師を視点にして（授業づくり・児童の居場所づくり・人権感覚の醸成）

① 授業改善によるわかる授業の推進

【研究主任】

- ・ねらい、めりはり、見とどけ場面を明確に位置づけた授業展開
- ・一人一人の児童の発言や頑張り、学びの良さを見逃さず、多面的に認めたり、普段目立たない児童の意見を取り上げたりし、「自己肯定感」の持てる授業づくりををする。
- ・「みんなで学ぶ場」を授業の中に設けたり、コミュニケーションの場を設定したりし、児童同士が友の良さを認め、自分の良さに気づくことができるようにする。

② 学習環境づくり

【研究主任】

- ・どの子も落ち着いて学習できる教室環境づくり
※「信州”Basic”」を参考にし、「安全」「安心」「快適」の観点から教室環境づくりをすすめる。
- ・学校生活でのルールを明確に位置づけ、児童の規範意識を醸成する。（師弟同行）

- ③教師自身の人権感覚の醸成 【教頭・研修係】
- ・いじめに関わる職員研修の機会の充実をはかる。
 - ※体罰に係わるアンケートの実施と研修
 - ※「教師の人権意識チェック55」を利用した、振り返りと研修
 - ※Q-U（アセス）研修，特別支援教育に関わる研修
 - ※情報モラルに関わる研修
- ④同僚性を生かした職場環境づくり 【教頭】
- ・些細な事でも，報告・連絡・相談する。
 - ・授業や特別活動，清掃時，休み時間などの児童の様子を日常的に情報交換し合う。
 - ・全ての教職員が全ての子どもがいじめ問題に関わる。（チーム体制）
- ⑤情報モラル教育の実施 【情報管理委員会】【担任】
- ・インターネットの特殊性による危険性や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- 発信した情報は，多くの人にすぐに広まる
- 匿名で書き込みした人は，特定できる
- 違法情報や有害情報が含まれている
- 書き込みが原因で，思わぬトラブルを招き，被害者の自殺や傷害などの別の犯罪につながる可能性がある
- 一度流失した情報は，簡単に回収できない。

- (2)児童を視点にして
- ①友人関係・集団づくり・社会性の育成 【担任・生徒指導主任・人権主任】
- ・社会体験，交流体験を通して，児童が自ら気づく・学ぶ機会とする。 【全職員】
 - ・道徳教育，学級活動を通して，いじめを見かけたら，児童がその場で注意し，担任等に報告・連絡・相談できる集団の一員としての自覚・態度を身につける。
 - ・Q-U（アセス）の実施と，結果を生かした，学級づくり。 【学級担任】

3 いじめの早期発見のために

いじめは，早期発見が，早期解決の最大の方法と言えます。早期発見のために，日頃から教職員と児童の信頼関係を高める事が大切です。いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで行われ，潜在化しやすい。それだけに，教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し，いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また，児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し，保護者の方とも連携して情報収集することが大切です。

- (1)なかよし旬間の実施 【人権主任】
- ・年2回，人権について集中的に考え合える期間を設ける。（春・秋）
- (2)人権アンケートの実施 【人権主任】
- ・(1)のなかよし旬間に合わせ，児童への「人権アンケート」を実施し，児童一人一人の様子をつかむとともに，学級や学校の実態を把握し，人権旬間での指導に生かす。
- (3)個別相談週間の実施 【生徒指導主任】
- ・児童と学校職員が個別に話をする機会を設け，児童の悩み等，実態をつかんだり，児童の課題についてアドバイスをする時間とし，児童理解に生かす。
- (4)なんでも相談窓口の設置 【教頭・養護】
- ・「なんでも相談窓口」を設け，相談したい事があった時に，気軽に相談できるようにする。
 - また，ホームページや学校だより，学級PTA等の折に紹介し，周知を図る。
- (5)各種チェックリストの活用・定期的ななかよしアンケートの実施 【生徒指導主任】
- ・学級や子どもの様子のチェックリストを活用したり，月ごとになかよしアンケートを実施し日常的に児童の様子を把握できるようにして，細かく個別・全体指導をおこなう。
 - ・チェックリストの結果をもとに，保護者や地域と連携し，いじめの早期発見につなげる。

4 いじめ問題取組の年間指導計画

	4月	5月	6月	7月
未然防止取組への取組	いじめチェックリストの活用 通年	なかよし旬間	Q-U実施①	
	いじめ実態把握調査 学級づくり・人間関係づくり（行事の活用） 授業づくり・学習環境づくり			
	【情報モラル教育：参観】			【情報モラル教育：参観】
早期発見への取組		人権アンケート		個別相談週間
	仲良さアンケートと個別面談（各月・通年）			
職員会議等	（事案発生時，緊急対応会議の招集）			
	いじめ対策委員会 ・指針方針 ・指導計画確認	人権研集会	Q-U研修	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止取組への取組		Q-U実施②	なかよし旬間				
	学級づくり・人間関係づくり（行事の活用） 授業づくり・学習環境づくり						
	いじめチェックリストの活用 通年						【情報モラル教育】
		【情報モラル教育】					【情報モラル教育】
早期発見への取組		人権アンケート	学校評価アンケート				
			保護者懇談会	個別相談週間			
	仲良さアンケートと個別面談（各月・通年）						
職員会議等	（事案発生時，緊急対応会議の招集）						
	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2、3学期の計画	人権研集会		Q-U研修			いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討
		人権講演会	※PTA主催				

5 いじめへの対処について

【教頭】

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている児童の苦痛を取り除く事を最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で、組織的に対応する事が重要です。また、いじめの再発防止のために、日常的に取り組む実践計画を立案し、継続的に見守る必要があります。

いじめが発生した場合の対処について「いじめ対応マニュアル」を作成し、全職員での共通理解を図るとともに、マニュアルに即した対応を基本としつつ、各いじめ事案の特性を把握し、事案に合った解決の方法を決めだし、具体的な対応をする。

【いじめ発生時の対応】

①訴えはないが、学校が「いじめがあるらしい」と察知した場合

- 段階1 「いじめ対策委員会招集」(情報の共有と対応の流れ, 方法の確認)
- 段階2 「聴き取り」(被害者周辺の信頼できる児童, その担任より)
- 段階3 「被害児童からの聴き取り」(被害者の保護者への連絡と了解を得る。被害者を安心させるための配慮をし, 時間をかけてゆっくり行う。誘導的にならないように注意する。)
- 段階4 「加害児童への聴き取り」(複数で聴き取り, 個別に聴き取り)

把握すべき情報

- ◆ 誰が誰をいじているのか … 【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ, どこで起こったのか … 【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか, どんな被害を受けたのか … 【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か … 【背景と要因】
- ◆ いつ頃からか, どのくらい続いているのか … 【期間】


- 段階5 「聴き取り情報の共有」(加害者への対応を確認する)
- 段階6 「再度加害児童への聴き取り・確認」(話が出尽くすまで, 根気強く対応する)
- 段階7 「加害児童全体への対応」(矛盾点を明確にしなが, 事実を確認していく)
- 段階8 「事実の最終確認」
- 段階9 「被害・加害児童保護者への指導経過の報告, 協力の依頼」
- 段階10 「被害児童, 加害児童への対応」

②被害児童又はその保護者から訴えのあった場合 ※対応内容は全て『いじめ事案対応シート』記入

段 階	対応・注意点 等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 被害児童からの事実の確認 保護者への対応 </div>	<p>○校長・教頭・関係職員でこれまでの経過を共通理解する。 ○家庭訪問する際の配慮点確認する。(必ず複数対応)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>児童に 対し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の了解を得た上で事実確認する。 ・児童の思い・願いをしっかりと聴き, 可能な限り詳細に聴く。 ・時間をかけてじっくり聴き, 「どの事実がいじめにあたるか」確認する。 ・「絶対に守る」という学校の意志を伝え, 安全確保に努める。 <p>保護者 に 対 し て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の思いをしっかりと聴く。 ・これまでの指導で不十分な点があれば, 誠意をもって謝罪する。 ・児童・保護者に安心して学校生活ができるように約束する。 ・具体的な対応については, 今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。 </div> <p>○教育委員会や警察との連携・協力を進める。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 対応方針の決定 役割分担 </div>	<p>○校長・教頭・関係職員で家庭訪問等で得た情報をもとに課題を明確にする。</p> <p>○今後の指導方針・指導計画・役割分担を決める。→臨時委員会(報告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 「いじめ問題対策委員会」の体制整備, 組織的な対応開始 [○生徒指導主任・担任・特支 Co, 校長・教頭(養教)] </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 被害児童周囲の児童からの事実確認 加害児童からの事実確認 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・5W1Hに基づき事実を把握する。(児童の人権, プライバシーに配慮, 思い込み憶測のないように注する)

	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童からの聞き取りでは、心理的圧迫感を与えないよう、慎重に行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童、その保護者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数同席の家庭訪問により、「いじめの事実」に基づき、行為やその行為を受けた児童の心情を伝える。 ・行為の重大性に気づかせるとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。 ・保護者には、いじめ解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。 ・保護者が孤立感を持たないように配慮し、家庭での子どもへの接し方について助言する。
<ul style="list-style-type: none"> ・学級（全体）への指導 ・学級懇談会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた者のつらさ理解をさせるとともに、傍観している行為が、いじめを助長させている事に気づかせる。 ・いじめの事実を伝え指導する場合は、<u>被害者やその保護者の了解を得る。</u> ・保護者の協力が必要な場合は、「学級保護者会」を開く。 ※両保護者出席、開催目的の説明、事実の説明、協力要請
<ul style="list-style-type: none"> ・指導の継続 ・いじめられた児童の心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、双方の児童の保護者に指導経過を報告したり、家庭での様子について情報交換したりし、継続指導にあたる。（継続的に話し合いの機会を持つ） ・児童への継続的なカウンセリングに配慮する。（カウンセラーとの連携） ・場合によってはその他の関係機関との連携を取り合う。
<ul style="list-style-type: none"> ・職員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○事後報告と再発防止に向けた対応の確認をする。 ○必要に応じ、全校集会を開き、いじめは絶対に許さないという学校の姿勢を伝えたり、今後の対応への理解と協力をする。

③重大事態発生時の対応

重大事態発生 	ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（自殺の企画…）
	イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日）

※児童の保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申立てがあったとき

○学校の設置者に重大な事態の発生を報告する→○学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

※対応内容は全て『いじめ事案対応シート』記入

- ① 拡大いじめ対策委員会の中に、「重大事態調査部を設置」
※当該重大事態の性質に応じて適切な外部の専門家を加える（調査の公平性・中立性の確保）
- ② 「重大事態調査部」による、事実関係の調査の実施
※客観的な事実関係の調査
※事実の隠蔽等が絶対に起こらないように対応
- ③ 被害児童およびその保護者への適切な情報提供
※アンケートを実施する場合は、被害者の児童・保護者に結果を提供する必要がある事を念頭に置き、調査に先立って、その趣旨を調査対象者に説明する。
- ④ 調査結果を学校設置者に報告
※いじめの被害児童またはその保護者が希望する場合は、被害児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

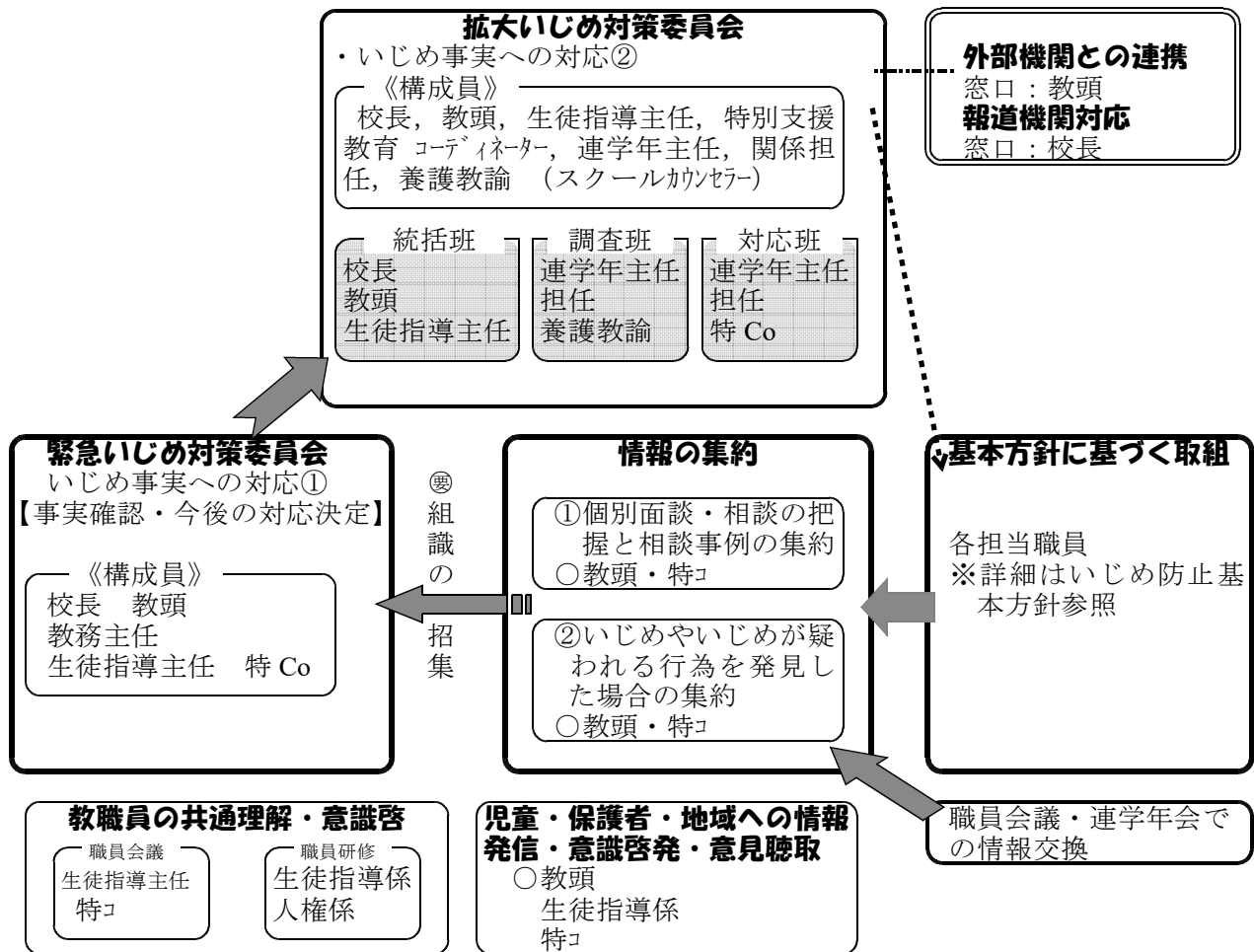
学校設置者調査主体の場合

○設置者の指示のもと、資料の提出など、調査の協力

6 取組の評価について

・「取組評価アンケート」を実施し、取組の効果を評価し、以後の実施内容等に生かす。

7 いじめ防止のための組織



※定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急いじめ対策委員会を招集、事案について第一次検討を行い、その上で、拡大いじめ対策委員会を招集する。

8 資料

- (1) いじめチェックリスト
 - ①学級の様子チェックシート
 - ②子どもの様子チェックシート (家庭用)
 - ③子どもの様子チェックシート (学校用)
 - ④教職員の人権チェック55
- (2) 長野県教育委員会ホームページ 生徒指導 参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/index.html>



子どもの様子チェックシート 【学校用】

いじめの発見には、日常的に子どもの様子をよく観察することが必要かつ有効です。以下は、学校生活のいくつかの場面における、観察の際のチェックポイントです。

【チェック1 休み時間の様子】

<input type="checkbox"/>	教室や図書室でポツンとしている。
<input type="checkbox"/>	一人で廊下や職員室のそばをうろうろしている。
<input type="checkbox"/>	友だちと過ごしているが、表情が暗い。おどおどしている。
<input type="checkbox"/>	今まで一緒だったグループからはずれている。
<input type="checkbox"/>	教師にまわりついてくる。用がないのに職員室で過ごすことが多い。
<input type="checkbox"/>	まわりから悪口を言われても反発しない。
<input type="checkbox"/>	服が汚れていたり、ボタンが取れていたりする。
<input type="checkbox"/>	保健室に行く回数が多い。

【チェック2 放課後や下校時の様子】

<input type="checkbox"/>	下校が早い。あるいは、その逆にいつまでも学校に残っている。
<input type="checkbox"/>	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
<input type="checkbox"/>	みんなの持ち物を持たされている。
<input type="checkbox"/>	通常の通学路を通らずに帰宅する。
<input type="checkbox"/>	靴や持ち物がなくなる。

【チェック3 教室内の様子】

<input type="checkbox"/>	特定の子どもの作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
<input type="checkbox"/>	特定の子どもの机やロッカーが荒らされていたり、落書きされていたりする。
<input type="checkbox"/>	ゴミの中に、特定の子どもの持ち物が入っている。
<input type="checkbox"/>	特定の子どもの持ち物が、なくなったり落書きされたりする。

【チェック4 授業時や学級活動時の様子】

<input type="checkbox"/>	遅刻、早退、欠席が多くなる。
<input type="checkbox"/>	以前に比べて声が小さかったり、ぼんやりしていることが多い。
<input type="checkbox"/>	特定の子どもの指名されると、ニヤニヤする子どもたちがいる。
<input type="checkbox"/>	テストの成績が急に下がり始める。
<input type="checkbox"/>	筆圧が弱まるなど、文字に変化がみられる。
<input type="checkbox"/>	忘れ物や未提出物が急に増え始める。
<input type="checkbox"/>	グループ活動のとき、一人だけはずれている。
<input type="checkbox"/>	係や役割分担を決めるとき、特定の子どもの押しつけられる。
<input type="checkbox"/>	教師に、理由もなく反抗的な態度を取る。
<input type="checkbox"/>	特定の子どものみに、配布物が渡されない。
<input type="checkbox"/>	特定の子どもの机や持ち物に触れることをいやがる子どもたちがいる。

【チェック5 クラブ・部活動・委員会時の様子】

<input type="checkbox"/>	活動の準備や後片づけを押しつけられる。
<input type="checkbox"/>	声が小さいとか、足が遅いなどと非難される。
<input type="checkbox"/>	早退や欠席をしたがる。
<input type="checkbox"/>	グループ分けで、いつもはみ出している。
<input type="checkbox"/>	無理に仕事や係を押しつけられる。
<input type="checkbox"/>	一人で離れて活動する。

【チェック6 清掃時の様子】

<input type="checkbox"/>	特定の子どもの机や椅子をふざけながらけったり、用具でたたいたりする。
<input type="checkbox"/>	特定の子どもの机だけが運ばれずに、放置されている。
<input type="checkbox"/>	他の子どもと一人離れて清掃をしている。
<input type="checkbox"/>	皆の嫌がる仕事をしている。

【チェック7 給食時の様子】（小・中学校、高校定時制等）

<input type="checkbox"/>	特定の子どものみには盛りつけない。あるいは、わざと多く盛りつける。
<input type="checkbox"/>	特定の子どものみ、盛りつけてもらうことを拒否する。
<input type="checkbox"/>	特定の子どものみ、いつも準備や後片づけをしている。
<input type="checkbox"/>	机を寄せて席をつくらうとしない。
<input type="checkbox"/>	笑顔がなく、黙って食べている。
<input type="checkbox"/>	配膳のため並ぶとき、特定の子どもの前後だけ大きくはなれている。
<input type="checkbox"/>	食欲がない。

子どもの様子チェックシート 【家庭用】

お子さんの最近の様子はいかがですか。
いじめにあっていいるかどうかを知る手がかりとなるチェックポイントです。

【チェック1 朝の様子はいかがですか？】

<input type="checkbox"/>	いつもと違って、布団からなかなか出てこない。
<input type="checkbox"/>	「おはよう」とあいさつしても、返事をしない。
<input type="checkbox"/>	顔色が悪く、具合が悪そうである。
<input type="checkbox"/>	食欲がなさそうで、朝食を残していく。
<input type="checkbox"/>	ぼんやりしていたり、ふさぎこんでいたりして、元気がない。
<input type="checkbox"/>	登校を渋ったり、頭痛や腹痛を訴えたりするようになった。

【チェック2 登校中の様子はいかがですか？】

<input type="checkbox"/>	いつもと違って、ひとりで登校するようになった。
<input type="checkbox"/>	「いってらっしゃい」と言っても、返事をしない。
<input type="checkbox"/>	いつもと違って、遠回りして登校しているようだ。
<input type="checkbox"/>	途中で、家に戻ってくることもある。

【チェック3 帰宅したときの様子はいかがですか？】

<input type="checkbox"/>	手足や顔などにあざやすり傷があっても、理由を言いたがらない。
<input type="checkbox"/>	服が汚れていたり破れていたり、ボタンが取れていたりする。
<input type="checkbox"/>	自転車や持ち物などがこわれている。
<input type="checkbox"/>	帰宅が遅いことがある。
<input type="checkbox"/>	「お帰り」とあいさつしても、返事をしない。
<input type="checkbox"/>	元気がなかったり、ふさぎこんだりしている。
<input type="checkbox"/>	すぐに自分の部屋に閉じこもってしまう。

【チェック4 家の中での様子はいかがですか？】

<input type="checkbox"/>	家族と話をしなくなった。
<input type="checkbox"/>	学校の話や友だちの話をしなくなった。
<input type="checkbox"/>	つきあう友だちが急に変わった。
<input type="checkbox"/>	外出したがらなくなった。
<input type="checkbox"/>	食欲がなく、おどおどしたり、疲れた様子がみられる。
<input type="checkbox"/>	電話やケータイに出るのを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	家族と視線を合わせなくなった。
<input type="checkbox"/>	持ち物をなくしたり落としたりと言ったりすることが多くなった。
<input type="checkbox"/>	お金を無断で持ち出したり、使い方が荒くなったりしている。
<input type="checkbox"/>	使い道のはっきりしないお金を欲しがるようになった。
<input type="checkbox"/>	弟や妹をいじめたり動物や物にあたったりするなど、急に乱暴になった。
<input type="checkbox"/>	成績が下がったり、文字の筆圧が弱くなったりしている。
<input type="checkbox"/>	教科書やノートに「バカ」「死ね」など嫌がらせの落書きがみられる。
<input type="checkbox"/>	ためいきをつくことが多くなった。
<input type="checkbox"/>	なかなか寝つけられない様子がある。
<input type="checkbox"/>	いじめの話をするとう強く否定する。



このチェックシートを活用して、お子さんの様子をよくみてください。また、学校のことや友だちのことなど、思いを受け止めながらよく話を聞いてください。気になることや心配なことがあったら、学校にご相談ください。

教職員の人権意識チェック55

* □は問題あり、○は問題なしのめやすです。状況により一概に判断できないこともあります。自由な話し合いによって人権意識について見つめ直してください。当てはまるところにチェック(✓)してみましょう。

◆ 登下校等

- 01○ 子どもの登下校の様子を知るよう心がけている。
- 02○ 子どもの名前を呼んであいさつするようにしている。
- 03○ 障害のある子どもが適切な指導と対応によって、明るく登校している。
- 04○ 全員の下校を必ず確認している。
- 05□ 子どもが帰った後の教室にはゴミが散乱している。

◆ 朝の会・帰りの会

- 06□ 遅刻者を、理由も聞かずに叱ってしまったことがある。
- 07□ 教師の機嫌が悪いときは、子どもも暗くなってしまう。
- 08□ 足並みを揃えられない子どもには、連帯責任を負わせる。
- 09□ 集金や提出物、宿題を忘れた子どもの名前を黒板に書いておく。
- 10□ 子どものよさを認めてあげることが少なく、注意したり叱ったりすることの方が多い。
- 11○ 連絡がなく登校してない子どもがいたら、すぐに家庭に確認している。
- 12○ 子どもに新たな外傷を見つけたら、本人から事情を聞くだけでなく、虐待やいじめの可能性も考えてみるようにしている。
- 13○ 子どもが決めたこととはいえ、体罰や恥ずかしい思いをさせるような「きまり」は教師の指導でやめさせている。



◆ 休み時間

- 14○ 子どもの遊びの様子や交友関係を知るよう心がけている。

◆ 給食

- 15□ 罰として、食べるのを遅らせたり食べさせなかったりする。
- 16○ 特定のおかずを自分だけ多くしたり、他の子どもに多くよそったりしているのを注意する。また、全員の配膳が完了したか必ず確認してから「いただきます」の挨拶をするようにしている。



◆ 授業

- 17□ 子どもの名前を呼ぶときに、さん・君づけする子と呼び捨てや愛称で呼ぶ子とがいる。
- 18□ 数時間の中で一度も言葉を交わさない子どもがいる。
- 19□ 欠席者への配布物がそのままになっている。
- 20○ 不登校傾向にある子どもの座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識している。
- 21□ 宿題をやってない子どもを、身なりや日頃の行動を引き合いに出して叱る。
- 22○ 忘れ物が多い子どもには、本人の責任でなく、家庭の事情に原因があるかもしれないので、理由をよく聞くようにしている。
- 23○ 発言が苦手な子どもには、うなずくなどして安心して話せる配慮をしている。
- 24○ 間違いのおかげで互いの理解が深まったというような授業を心がけている。
- 25○ よくできる子どもを中心に授業を進めるのではなく、どの子も授業に参加し、一人一人のよさが発揮され、会話やコミュニケーションの多い授業に心がけている。

- 26○ 人を傷つけるような発言には、授業を中断しても機を逃さず指導している。
- 27○ 特定の子どもに対する嫌がらせ、仲間外し、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意している。
- 28○ 質問には温かく対応し、分からないことを気軽に質問できるようにしている。
- 29○ 様々な人権課題を扱う際には、偏見につながらないように子どもの発達段階や地域の実状に応じて知的側面、価値的態度的側面、技能的側面から指導している。
- 30○ あらゆる機会をとらえて、生命の大切さを訴えている。
- 31□ 兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしている。
- 32□ 「こんなこともできないのか」と子どもをさげすんだ言い方をしている。
- 33□ 「また…か」「いつも…だ」などと、子どもを固定的・断定的に見ている。

◆ 組織・学校運営

- 34□ 職員間で問題行動の情報交換は行われているが、良い行動を知らせ合うことは少ない。
- 35○ 体罰は人権侵害であり、法律違反であるという共通認識ができています。
- 36○ 人権への配慮に欠けた言い方や掲示物等の問題に気付いたときには、職員同士でも自然に指摘し合える共通理解・職員関係ができています。
- 37○ 人権侵害をさせない、見逃さないという職員の共通意識ができています。
- 38○ 学級でいじめ等の問題が起きたとき、報告・連絡・相談・確認が迅速に行われ、解決に向けて全校体制で組織的に取り組めるようになっている。
- 39○ 人権に関する相談はだれにすればいいか、子ども・保護者に文書で周知している。
- 40○ 人権教育に対する家庭や地域の要望を把握する機会がある。
- 41○ 学校での人権教育を家庭や地域の方に理解していただく機会がある。
- 42○ 子どもの意見を学校運営に生かすようにしている。



◆ その他

- 43□ 子どもの作品などで誤字・脱字もそのままに発表・掲示している。
- 44□ 学校のホームページに、家庭の了解なく個人名や写真・住所等を掲載している。
- 45□ 本人の承諾を得ないで、作文や日記・学習カードの内容等を話題にしたり、学級通信や研究論文などに掲載したりしている。
- 46□ ドリル学習や忘れ物、読書量、成績など、個人別チェックグラフが掲示されている。
- 47□ 成績や個人情報が入ったパソコン・データ等を許可なく校外に持ち出している。
- 48○ 掲示作品に、成長の跡や励ましのコメントを添えている。
- 49○ 子どもの問題行動は成長の過程であり、人格的に否定しないようにしている。
- 50□ 「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしてしている。
- 51□ 「男のくせに」「女らしく」など、性差をつけたような言い方をし、男女の役割を固定したとらえ方をしている。
- 52□ 「あの国籍の子は…」「あの地区の子は…」「あの学級の子は…」などと、個人の問題を国籍や地区、学級など、全体の問題のように言っている。
- 53□ 「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級・学年に優劣をつけた言い方をしている。
- 54□ 「しっかり勉強しないといい高校へ行けないし、いい職業にも就けない」などと、進路先や職業に善し悪しをつけるような言い方をしている。
- 55□ 「世の中は上下社会だから、差別はなくなるならない」などと、差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしている。



* 出典：『人権教育指導の手引』（長野県教育委員会H16. 3月）
『いじめ問題に関する取組事例集』（文科省H19. 2月）

